

## 鶴岡市公告第95号

鶴岡市文化会館の改築設計を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により設計者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成24年4月26日

鶴岡市長 榎本政規

### 1 業務概要

- (1) 委託業務名 鶴岡市文化会館改築設計業務委託
- (2) 業務内容 鶴岡市文化会館改築工事にかかる基本設計及び実施設計  
業務の詳細は別紙「鶴岡市文化会館改築設計業務委託特記仕様書」と  
おり。
- (3) 履行期限 契約の日から平成25年9月30日までとする。  
(基本設計については平成25年2月を目処に成果物を提出のこと)
- (4) 発注者 鶴岡市
- (5) 業務規模 本業務に関する費用は、124,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

### 2 参加形態及び選定方式

本業務の選定においては、代表企業枠と市内企業枠を設け、原則として設計共同企業体の結成を条件として、以下の方式により選定を行うものとする。なお、市内企業枠への参加表明が2者に満たない場合等においては、設計共同企業体の結成を条件とはしない。

- (1) 代表企業枠について、鶴岡市文化会館改築設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による第一次審査及び第二次審査を実施し、特定者及び次点者を選定する。
- (2) 市内企業枠について、選定委員会による審査を実施し、候補者を選定する。
- (3) 代表企業枠の特定者は、市内企業枠の候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される1者以上を選定し設計共同企業体を結成する。
- (4) 設計共同企業体の代表者は、代表企業枠により選定された特定者とし、市内企業枠により選定された構成員の出資比率の合計は10%以上とする。
- (5) 市は、結成された設計共同企業体を随意契約の相手方として、契約の手続きを行う。

### 3 参加資格要件

#### (1) 共通要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 平成24・25年度鶴岡市入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。ただし、登載されていない者についても、入札参加資格申請書類を提出した上で、参加意思表明書提出期限までに資格を有すると認められた者も参加できるものとする。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

と。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

オ 本プロポーザル手続きの開始の告示がなされた日から契約締結の時までの間に、鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年訓令第35号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

## (2) 代表企業枠要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 単体企業であること。

イ 平成14年4月1日以降平成24年3月31日までに工事が完了した延べ床面積2,000㎡以上の平成21年国土交通省告示第15号の別添二建築物の類型の三から十二（第1類及び第2類）に該当する用途の施設の実施設計を公共団体等（国及び地方公共団体、営造物法人、独立行政法人）より受託した業務実績を有すること。（再委託の実績は含まない。設計共同企業体での受託についてはその代表企業であること。）

ウ 一級建築士が5名以上常務していること。又は、一級建築士が3名以上常務し、かつ設計チームとして協力事務所を含め一級建築士5名以上とする。ただし、この場合の協力事務所には劇場コンサルタント及び音響コンサルタントは含まないものとする。

## (3) 市内企業枠要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 鶴岡市内に本社又は本店を有している者であること。

イ 一級建築士が2名以上常務していること。

## (4) 参加者の制限

ア 代表企業枠に参加意思表示を行った者は、市内企業枠に参加できない。

イ 1企業から2者以上の本プロポーザルへの参加は認めない。

ウ 次に該当する者は、参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

1) 選定委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織に属している者。

2) 選定委員会の委員が大学等に所属する場合において、その大学等に現に属している者。

## 4 参加手続き等

### (1) 担当部署

鶴岡市総務部契約管財課契約検査係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話 0235-25-2111（内線337） ファックス 0235-25-2137

e-mail keiyaku@city.tsuruoka.yamagata.jp

### (2) 関係資料の交付方法

資料は全て鶴岡市公式ホームページからダウンロードすること。

URL : <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

(3) 参加表明書の提出期限等

- ア 提出期限 平成24年5月17日(木)午後5時まで
- イ 提出場所 上記(1)のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便(提出期限まで必着とし、配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

(4) プロポーザルの提出期限等

- ア 提出期限 平成24年6月20日(水)午後5時まで
- イ 提出場所 上記(1)のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便(提出期限まで必着とし、配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

5 選定方法等

(1) 代表企業枠第一次審査

提出されたプロポーザルの審査を実施し、第二次審査の対象とする代表企業枠候補者5者程度を選定する。

(2) 代表企業枠第二次審査

第一次審査通過者を対象とした公開によるヒアリング(提案者の説明、質疑応答)、プロポーザルの審査を実施し、特定者1者、次点者1者を選定する。

(3) 市内企業枠審査

提出されたプロポーザルの審査を実施し、設計共同企業体結成の市内企業枠候補者を選定する。

(4) 設計共同企業体の承認等

- ア 代表企業枠第二次審査で選定された特定者が自らの責任において、市内企業枠候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施した上で、最適となる市内企業者を1者以上選定して設計共同企業体を結成し、設計共同企業体協定書(以下「協定書」という。)を作成して、その写し及び審査経過等を書面で市に提出すること。
- イ 設計共同企業体から提出された協定書に基づき、指名審査会において承認し、随意契約の相手方として決定するものとする。

6 選定基準

(1) 代表企業枠第一次審査

- ア 業務実績等による担当チームの実力について
- イ 業務実施方針及び提案内容等による担当チームの能力について

(2) 代表企業枠第二次審査

- ア 提案書、ヒアリング等による担当チームの能力について

(3) 市内企業枠審査

- ア 業務実績等による設計事務所・担当技術者の実力について
- イ 業務実施方針による設計事務所の対応について

7 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更すること

ができない。

(3) 詳細は鶴岡市文化会館改築設計業務委託プロポーザル説明書による。

(4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。